

決議案第1号

福田浩中間市長に対する辞職勧告決議

上記事項に関し、別紙のとおり決議することについて議会の議決を求める。

令和5年12月14日提出

提出者	中間市議会議員	小林 信一
提出者	中間市議会議員	山本 慎悟
提出者	中間市議会議員	安田 明美
提出者	中間市議会議員	堀田 克也
提出者	中間市議会議員	田口 善大
提出者	中間市議会議員	蛙田 忠行

福田浩中間市長に対する辞職勧告決議

中間市議会は、令和5年10月10日に催された北九州下関フェニックス、シーズン報告会にて福田市長が発したハラスメント発言は、中間市政の代表として、あるまじき許容し難い発言と断言する。

1、福田市長のハラスメント発言がメディアを通じて大々的に報道され、報道の事実を受けて、令和5年10月16日、福田市長の求めにより開かれた全員協議会の場において、ハラスメント発言の事実関係及び発言に対する対処が釈明されたが、断じて受け入れ難いものであった。

令和5年10月10日「挨拶とスカートは短い方がいい」の発言に対し、メディアよりその発言はハラスメントではないのかとの指摘を受けたが、「場を和ませるためのものであり不適切発言ではない」と応じたにも関わらず、翌11日には不適切発言でありハラスメントに当たる発言だったと前言を撤回、翌12日にはメディアの質問を受け、ハラスメント発言であったと公式に認めたところである。

不適切発言ではない、不適切発言でありハラスメントに当たるから反省して撤回、そしてハラスメント発言であったと変わった福田市長の首尾一貫しなかった対応は、ハラスメントに対する無理解、不認識がもたらしたものと云わざるを得ない。発言責任を痛感するならば、市民の皆さんに対して、公式に謝罪と責任の所在を伝えるべきであるにも関わらず未だやられていない。

令和5年12月定例会の一般質問において、市民の皆さんへの謝罪について問われた際、「16日の全員協議会の場で、そして12日の記者会見の場で謝罪しているので、これ以上の謝罪を行わない。」と断言された。この市民無視の姿勢は断じて容認できるものではない。

2、福田市長のハラスメント発言に対して、その程度の発言は許容範囲ではとの論評もあるようであるが、ハラスメントにその程度は無いと明確にしておかなければならない。

本市では、平成25年7月に「中間市職場におけるハラスメント防止等に関する規程」が、平成26年に「中間市コンプライアンス推進指針」が、平成29年に「中間市コンプライアンス推進行動計画」が策定されている。こうした規程や推進指針並びに行動計画には、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に

対応するための措置に関し、必要な事項が定められている。「中間市職場におけるハラスメント防止等に関する規程」の第2条第1号では、セクシャルハラスメントは「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義づけている。また、第3条では、「任命権者は、ハラスメントの防止に関する施策についての企画立案を行うとともに、ハラスメント防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。」と任命権者の責務が規定されている。市政のトップリーダーである市長は、人権を侵害し、人の尊厳を踏みにじるハラスメントの根絶に向けて啓発や実践の取組みを積み上げてきた関係諸氏の努力を継承し、社会悪であるハラスメントの根絶に向け、その先頭に立つべきである。その立場にある市長が、軽率な受け狙いで発したセクハラ発言を安易に見過ごすことはできない。

このことをその程度のこととして見過す事は、中間市のこれまで積み上げてきた人権尊重の街づくりを根底から覆すものであり、到底容認することはできない。

3、令和3年9月定例会で、中間市議会ハラスメント根絶条例が制定された。条例の前文に『市民から負託を受けた市議会議員及び市長並びに全ての市職員は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体現するとともに、住民全体の奉仕者として住民福祉の向上に努めなければならない。ハラスメントは他者に対して行われる極めて悪辣な行為であり、ハラスメントに対する無自覚によって相手に被害を与える「人権侵害」である。また、ハラスメントは、基本的人権、個人の尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる』と規定している。

市政に関わる者として、この前文に記された精神、目標を具現して行くために、市政が一丸となってハラスメントを深く認識、理解し、市民の模範となるべく努力邁進しなければならないことは責務である。福田市長は、令和5年第5回定例会での一般質問を前に、急遽ハラスメント研修を受けている。これは一般質問に対し、研修を受けたという実績を作るための対策としか受け取れない。この事実は、条例の本旨を踏みにじった行為であり、市政の代表たるべき資格無しと言わざるを得ない。

福田市長のハラスメント発言は、ハラスメント根絶条例の本旨を大きく逸脱したものであり、条例を定めた当市の長としての責任は極めて重いと云わざるを得ない。どのように理由付けしても発言の事実は変わらず、発言者のハラスメント行為は消えるものではない。社会一般、過ちは誰にでもある

事であり、過ちを償えば社会通念上許容される事も多々ある事は権利の擁護として認められるところであるが、4万人の市民を代表する市長としてはその類にはなり得ない。政治的にも行政的にも反省すれば良しとはならず、その責任を取るべき立場であることは明白である。これまでの福田市長の市政運営、政治家福田 浩氏の市政及び市民への関わりの中で、市長としての適格性を疑う数多くの市政対応が行われてきた。これらの市政対応と今回のハラスメント発言が相関しているものと糾さなければならない。

以上のとおり、ハラスメント発言者である福田市長は、市政を担う資格なしである。

中間市が目指す「住み良い、住みたい、住み続けたい」街づくりを実現するためには、多くの市民の皆様からの信頼が不可欠であるが、福田市政のもとでは、信頼と健全な市政運営は期待できない。福田市長と市民を代表する議会との信頼関係を構築することは、もはや不可能と判断せざるを得ない。

よって、中間市議会は地方自治の精神に則り、中間市の将来と市民の皆様からの信頼回復、住民福祉の向上のため、福田 浩市長は速やかに職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和5年12月14日